

令和6年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	令和6年3月12日(火)		
2 開会及び閉会	開 会	14時00分	
	閉 会	14時42分	
3 出席委員	教 育 長	三 宅 泰 司	
	委 員	石 井 希 典	
	委 員	上 西 芳 樹	
	委 員	片 山 美 香	
	委 員	門 原 眞 佐 子	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	岸 川 和 忠	教育次長	島 田 和 男
次長(教育総務部長兼務)	疋 田 洋 一	学校教育部長	植 山 智 恵
生涯学習部長	道 広 浩 章	教育企画総務課長	山 邊 真由美
就学課長	松 本 豊	生涯学習課長	上 野 喜 宣
教育研究研修センター所長	八 木 信 英	保健体育課長	藤 井 健 介
生涯学習課長代理	永 井 正 博	こども企画総務課参事	石 原 加 恵
スポーツ振興課長	唐 井 努	保健体育課長補佐	長谷井 利之
保健体育課長補佐	松 岡 恭一郎	保健体育課長係長	安 東 嘉 洋
情報教育推進室長	赤 枝 辰 哉	情報教育推進室 指導副主査	妹 尾 雅 史
事務局 (教育企画総務課課長補佐)	矢 谷 隆 弘	事務局 (教育企画総務課主事)	難 波 実 佑
事務局 (教育企画総務課指導副主査)	山 本 健太郎		
5 議題及び結果			
報告 第8号	スポーツ振興課分の教育費予算案への同意について	承	認
報告 第9号	岡山っ子育成局分の教育費予算案への同意について	承	認

報告 第10号	教育委員会分の教育費予算案への同意について	承	認	
報告 第11号	令和5年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計補正予算 (第1号)案への同意について	承	認	
議案 第5号	岡山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について	承	認	
議案 第6号	令和6年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準の決定について	承	認	
議案 第7号	「岡山市学校教育情報化推進方針」の策定について	承	認	
6 教育長等の報告 [令和6年2月10日(土)～令和6年3月11日(月)]				
2/13 第3回岡山市総合教育会議				
2/14 学生ボランティア交流会				
7 議事の概要				
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ ただいまから3月岡山市教育委員会定例会を開会する。 本日は、傍聴希望者がいない。 それでは、日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ では、1日限りとする。 日程第2、こちらに2月定例会の議事録があるので、順次ご覧いただき、問題がなければご署名をお願いします。 日程第3、次に事業報告をご覧になって、何かご質問等はあるか。 ○ 学生ボランティア交流会で、多分うちの学生もお世話になっていると思うが、具体的にはどのようなことをしていますか。 ○ 概要を生涯学習課をお願いします。 ○ 学生ボランティアの交流会を2月14日に開催した。55人参加があったが、そこでまず交流会では三宅教育長から自らの体験を交えながら子どもたちに関わる際のポイント等を説明していただくとともに、あと学生同士の交流会を行い、そこで情報交換していただいて、学校支援ボランティアの悩みとか、共通の課題を共有させていただいた。 それで、当日どういう感想があったかということ、様々な学校の方と交流ができて、自分の気づかなかった意見があった、みんなが高い志を持って学校支援ボランティアに参加しているのがよく分かった。どうしても一つの学校しか行ってないとこちらが孤独感を覚えるようなことがあるのでみんなと話すことによってうれしかったところや悩みが分かって励みになったという感想があった。 それで三宅教育長から教職員に求める姿勢や教職員を志すことに期待することなどについてお話しいただいたので、今度学校の先生になろうかと思う人の参考になって、先生になってみようという意思が高まった、そういった意見も出ている。 ○ ありがとうございます。50人ぐらいでしたかね。 ○ 55人である。 ○ みんな真面目にメモを取って、教育長に質問をしてくれた。あふれるぐらい質問が来た。それぐらい積極的であった。 次に、議事に入る前に、会議の公開、非公開について諮る。 日程第5の第8号議案、第9号議案は、任免、賞罰等職員の身分取扱い、その他人事に関する事項として、会議規則第7条第1項第1号に該当するため、非公開としたいと思うが、よろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、日程第5の第8号議案及び第9号議案は非公開と決定する。 			
全委員 教育長				
片山委員				
教育長 生涯学習課長				
教育長 生涯学習課長 教育長				
全委員 教育長				

<p>スポーツ振興課長</p> <p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>続いて、日程第4に入る。 報告第8号をスポーツ振興課から説明願う。</p> <p>○ 報告第8号専決処理の報告についてご説明する。 お手元の資料1ページをご覧ください。 令和5年度岡山市一般会計補正予算（第8号）案のうち、スポーツ振興課分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和6年2月21日に専決処理をしたものである。 続いて、資料2ページをご覧ください。 内容は保健体育費、体育振興費のうち、学校体育施設開放事業に係る測量委託料及び工事請負費について、事業費の削減に伴い2,760万円を減額補正するものである。 説明は以上となる。</p> <p>○ 何か質問、ご意見等あったら願います。 ○ 〈なし〉 ○ よろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、報告第8号を承認する。</p>
<p>子ども企画総務課長</p> <p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ 続いて、日程第4、報告第9号を子ども企画総務課から説明願う。 令和5年度岡山市一般会計補正予算（第8号）案のうち、岡山っ子育て局分の予算案の同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和6年2月21日に専決処理したものについてご説明する。 資料の4ページをご覧ください。 第20項幼稚園費、第1目幼稚園管理費は、1,048万円の減額である。主な理由は、学校における性被害防止対策支援事業として国の補正に対応して310万円を計上する一方で、幼稚園運営経費や施設管理費の不用額を減額するものである。 第25項社会教育費、第5目社会教育振興費は、639万円余の減額である。主な理由は、放課後子ども教室実施委託料の不用額を減額するものである。 第30目自然の家費は、149万円余の減額である。主な理由は、指定管理委託料の不用額を減額するものである。 以上が教育費である。 続いて、繰越明許費補正中、岡山っ子育て局関係分についてご説明させていただく。 幼稚園費310万円は、先ほどご説明した学校における性被害防止対策支援事業であり、国の補正予算に伴うもので、年度内の完了が困難であるため全額を繰り越すものである。 説明は以上である。</p> <p>○ ご質問、ご意見等があれば願います。 ○ 〈なし〉 ○ よろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、報告第9号を承認する。</p>
<p>教育企画総務課長</p>	<p>○ 続いて、報告第10号を教育企画総務課から説明願う。 教育企画総務課である。 報告第10号専決処理の報告についてご説明する。 こちらは、令和5年度岡山市一般会計補正予算（第8号）案のうち、教育委員会分の教育費予算案への同意について、時間的余裕がなかったため、岡山市教育委員会事務処理権限規則第6条の規定により、専決処理したことを報告し、承認を求めるものとなっている。 それでは、補正予算案についてご説明する。 資料の6ページ、1、歳出項別予算補正額をご覧ください。</p>

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>保健体育課長</p>	<p>第10款教育費のうち、教育委員会分の補正額は、2億2,698万8,000円の減額で、補正後の額は485億7,183万7,000円となっている。</p> <p>2、事務事業別説明をご覧いただきたい。</p> <p>各事業ごとの補正額を記載している。</p> <p>減額については、当初予算より不用となるものを計上しているが、主に人件費となるので、説明は省略させていただく。</p> <p>増額については、第5項小学校費、第1目学校管理費、資料8ページをお開きいただいて、学校施設長寿命化改修事業費の補正額2億9,496万円及び第10項中学校費、第1目学校管理費、資料は9ページになるが、学校施設長寿命化改修事業費の補正額1億1,510万円余は、国庫補助の内示を受けて長寿命化予防改修事業及びトイレ洋式化事業を前倒しして計上したことによるものである。</p> <p>第25項社会教育費、資料は10ページになる、第10目公民館費、公民館建設事業費の補正額1億5,566万円余は、岡山中央中学校区公民館（仮称）の整備に係る国庫補助金の交付決定により計上したものである。</p> <p>第30項保健体育費、第15目学校給食費で学校給食事業費、小学校給食事業費、中学校給食事業費、学校給食センター運営費、学校給食費管理運営費の増は、物価高騰の影響を受けている学校給食費について、保護者負担の軽減を図るために計上しているものである。</p> <p>11ページに戻って、表の一番下、学校教育施設等整備基金運営費の補正額のうち、学校教育施設等整備基金積立金1,168万円余は、学校給食民間委託による経費削減分を基金に積み立てるものである。</p> <p>資料の12ページ、3、繰越明許費の補正は、今年度中に事業実施が困難なため翌年度に予算を繰り越すものである。</p> <p>説明であるが、新教育研究研修センター（仮称）建設事業150万円は、センター用地の地質調査位置の決定に遅れが生じたため年度内の調査実施が困難なため、繰り越すものである。</p> <p>学校施設管理事業631万円は、岡山中央中学校区公民館（仮称）整備に伴う既存施設の解体前調査でアスベストが検出されたことにより解体工事期間が延長し、埋蔵文化財発掘調査の完了が困難なため、繰り越すものである。</p> <p>西川アイプラザ管理運営事業1,461万円余は、西川アイプラザの内装改修工事が入札不調により年度内の完工が困難なため、繰り越すものである。</p> <p>学校プール長寿命化改修事業5,807万円余は、御野小学校のプール長寿命化改修工事の年度内完工が困難なため、繰り越すものである。</p> <p>その他の事業については、先ほど説明した国庫補助内示及び国補正に伴うもので、年度内での執行が難しいため、全額を繰り越すものとしている。</p> <p>資料の14ページから20ページは、繰越明許の内容についての補足資料となっているので、省略とさせていただきます。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>○ 何か質問、ご意見があったらお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ よろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、報告第10号を承認する。</p> <p>続いて、報告第11号を保健体育課から説明願う。</p> <p>○ 保健体育課である。</p> <p>報告第11号、専決処理をさせていただいた令和5年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計補正予算(第1号)案への同意についてご説明させていただく。</p> <p>歳入歳出ともに225万3,000円の増額補正をお願いするものである。</p> <p>歳入については、第21款財産収入、第1項、第2目利子及び配当金4万8,000円の減額は、基金の運用利息である。運用実績により減額するものである。</p>
--	---

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>第23款繰入金、第1項、第1目基金繰入金である。当初予算では基金からの繰入を予定していたところであるが、全額の107万8,000円を減額する。</p> <p>第24款繰越金、第1項、第1目繰越金337万9,000円は、前年度の剰余金である。</p> <p>補正後の歳入合計金額は、当初予算1,329万7,000円に補正額225万3,000円を加えた1,555万円である。</p> <p>歳出については、第1款学童校外事故共済事業費、第1項、第1目管理費は、当初予算では事務費及び利息分の基金積立金として74万7,000円を計上していた。先ほどの前年度剰余金のうち230万1,000円を基金に積み増しするため増額するものである。積立金の予算のうち4万8,000円の運用利息も減額するため、差引き225万3,000円の増額となっている。</p> <p>第5目共済事業費、こちらは共済見舞金である。</p> <p>補正後の歳出合計金額は、当初予算1,329万7,000円に補正額225万3,000円を加えた1,555万円である。</p> <p>説明は以上である。</p>
<p>就学課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問、ご意見等があればお願いします。 ○ 〈なし〉 ○ よろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、報告第11号を承認する。 続いて、日程第5、第5号議案を就学課から説明願う。 ○ 就学課である。 それでは、第5号議案岡山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてご説明する。 資料23ページをご覧ください。 本議案は、就学援助の対象を私学に拡大することに伴う規則改正が主な内容となって、施行日は令和6年4月1日を予定している。 就学援助を私学に適用するに至った経緯については、去る2月20日に開催された教育委員会協議会において説明させていただいたとおりである。 対象拡大に伴う所要の改正部分については、資料25ページから26ページの新旧対照表でご確認いただきたい。規則の改正部分は、第2条と第8条。いずれも児童・生徒が私立学校に入学、在学する場合の除外規定を削除するものである。また、このたびの改正に合わせて第6条の支給に関する規定について、原則直接保護者払い、例外学校長払いの支払い原則をしっかりと規定し直す意図を持って記載のとおりの内容に改正しようとするものである。 なお、最後に、事業の実施スケジュールであるが、今議会で対象拡大分も合わせた就学援助の経費予算の承認を得られる見通しとはなっているが、予算議決を経た後、3月25日に県私学協会の主催の会議において岡山市の行政説明の時間をいただくこととなっていて、まずは岡山市の就学援助制度の内容を各私立学校へ周知してまいりたいと考えている。その上で保護者向けのチラシ準備、発送など、5月上旬に予定する就学援助1次申請の受付開始と同時に対応ができるよう、しっかりと準備してまいりたいと考えている。 <p>以上で議案の説明を終わる。ご審議の上、ご承認いただくようよろしくお願いする。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問、ご意見等があるか。 ○ 〈なし〉 ○ よろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ では、第5号議案を原案どおり可決する。 続いて、第6号議案を就学課から説明願う。 ○ それでは、引き続き、第6号議案令和6年度岡山市就学援助認定基準及び支給
<p>就学課長</p>	

基準の決定についてご説明する。

資料は引き続き33ページをいただきたい。

本議案は、令和6年度就学援助制度の実施に当たり、本市の認定基準及び支給基準を定めようとするものである。

まず、認定基準について、資料は34ページとなる。

対象者の要件は項番1の(1)から(4)となり、内容としては昨年度から変更はない。

特に(2)合計所得金額のライン設定の理由については、36ページの資料1をご覧ください。就学援助の認定基準は、もともと前年度の生活保護基準を基に一定のルールに従いスライドする形で基準額を決定していたが、生活保護基準の切下げに伴う影響緩和に関する国通知が出ている経緯を踏まえ、平成27年度以降、認定基準の据置きを図ってきたところである。今年度の生活保護基準について、7年ぶりに微増となったことを受けて、来年度の認定基準に関する検討を行ったが、平成27年度以降、基準の据置きを図ったことにより、もともとの準要保護の世帯認定の線引き基準で見ると実質的に対象者が拡大しているということもあって、来年度については平成26年度の認定基準額、4人世帯で見ると267万6,000円の水準を引き続き維持することが相当との判断をした。

続いて、ページを戻って35ページの項番2、就学援助費の支給基準について説明する。

内容については、37ページの資料2も併せてご覧ください。

岡山市の支給基準は、原則国が定める要保護児童生徒援助費補助金に準拠して決定しているところであるが、令和6年度は小学校の新入学児童用学用品費が5万4,060円から5万7,060円と3,000円引き上げられておるので、国の単価に合わせて引き上げたいと考えている。その他の品目については、引き続き同額としてまいりたいと考えている。

最後に、基準の説明とは離れるが、39ページの横長の資料3をご覧ください。

協議会においても報告させていただいたとおりであるが、今年度開始したオンライン申請の取組については、約7割の申請者に利用されたという結果になって、保護者にとってはおおむね歓迎されたものであったと考えている。

今後、就学援助の事務に関しては、国が進めるシステム標準化対応のため大規模なシステム更新を控えているところであるが、事務上の課題などは一つ一つクリアしながら、保護者にとって活用しやすい制度になるよう今後も工夫してまいります。

以上で説明を終わる。ご審議の上ご承認いただくようよろしくお願いする。

- ご質問、ご意見等があればお願いします。
- 改めてお伺いしたいのだが、支給基準に合致するというか、その子供たちの割合について、今の割合と推移の状況について、概要でも結構であるので教えていただきたい。
- ここ4、5年であるけれども、14%台をキープしている。児童・生徒合わせて、若干中学校のほうが高いけれども、評価としては横ばいである。特に増えても減ってもない。ちなみに保護児童というか生活保護の教育扶助、こちらのほうは2%台であるというようなことになる。こちらもほぼ横ばいというような形で、全体で言うと要保護、準要保護を合わせて16%程度である。
- 他の自治体と比べたときの比率の違いというのはあるか。
- 実は準要保護の線引きというのが自治体によって異なっていて、捕捉の範囲では各自自治体が準要保護と捉える割合というのが各自自治体によってかなり差がある。その中で政令市でいうと、昨年度の状況ではあるけれども、岡山市は多くもなければ少なくともない。政令指定都市でいうと中ぐらいの捕捉の割合。本当に中位ぐらいだと思う。

教育長
石井委員

就学課長

石井委員
就学課長

<p>石井委員 教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>教育研究研修センター所長</p>	<p>○ よく分かった。</p> <p>○ ほかにご質問、ご意見等はないか。よろしいか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、第6号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ では、第6号議案を原案どおり可決する。 続いて、第7号議案を教育研究研修センターから説明願う。</p> <p>○ はい。それでは、第7号議案岡山市学校教育情報化推進方針についてご説明をさせていただきます。</p> <p>本議案については、幼稚園を除くこれからの岡山市立学校における教育の情報化を発展的に推進していこうとする今後の3年間において目指す姿や実施する取組について、その基本的な事柄を定めようとするものである。</p> <p>それでは、2月の教育委員会協議会でのご意見を踏まえ、別紙でお配りさせていただいているとおり、大きく2点について修正しておるので、その点を中心にご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目であるけれども、2ページにある2番、国の動向からの(1)学校教育の情報化に向けての部分である。このたびの岡山市の推進方針をつくっていく上でのよりどころにしたのは、2ページのちょうど中央あたりに示しているけれども、令和4年12月に文部科学省が策定をした学校教育情報化推進計画に示している内容になる。その中では4つの基本的な方針が示されており、こちらのほうを踏まえながら岡山市の推進方針のほうもつくっていくこととしている。この点は分かりやすくなるよう修正のほうをした。</p> <p>2つ目、2点目は、15ページになる。15ページの中央の下に記している岡山市学校教育情報化推進体制の図の部分になる。教育委員会事務局の体制、それから学校の体制、こちらのほうが一丸となって4つの推進方針を進めていくということを分かりやすくするために、この図の前に一文を追加するよう修正をした。</p> <p>この2点のほかにも、例えば5ページの下の方にある(1)方向性の1つ目の丸であるけれども、児童・生徒という語句の前に、全てのという言葉を追加している。また、14ページの(2)主な取組のうち、校務の改善に係るところであるけれども、その最後の丸印のところにあるこの一文も新たに追加させていただいている。このことは、校長会の意見や、関係課の意見を踏まえながら、参考にしながら、語句、そのほかにもいろいろ付け加えはしているけれども、修正をしているようなところである。</p> <p>説明は以上となる。ご審議のほどよろしくお願いする。</p>
<p>教育長 上西委員</p>	<p>○ ご意見、ご質問等があればお願いします。</p> <p>○ 13ページのこの青い横向きの矢印は、必要なのだろうか。恐らく基本方針を受けて推進方針へということでの矢印が使われているのだろうと理解するが、これは推進方針3を受けて4に行くというニュアンスが伝わる可能性はないか。基本方針3が推進3、4に行くとは私は読むが、そのときにこの矢印があったほうが分かりやすいのか、ないほうがいいのか、そんなにこだわりはないが、いかがか</p>
<p>教育研究研修センター所長 教育長 教育研究研修センター所長 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ おっしゃられるとおりでと思うので、ここの三角は削除させていただく方向性としたい。</p> <p>○ この部分だけ誤解を生じそうだから削除するか。</p> <p>○ 削除する。</p> <p>○ ほかはよろしいか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ 1点修正で、あとは原案どおり可決ということでもよろしくお願いする。</p>

傍聴の状況

報	道	0名
一	般	0名

令和6年3月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	令和6年3月12日（火）		
2 開会及び閉会	開会	14時30分	
	閉会	14時42分	
3 出席委員	教育長	三宅泰司	
	委員	石井希典	
	委員	上西芳樹	
	委員	片山美香	
	委員	門原眞佐子	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	岸川和忠	教育次長	島田和男
次長（教育総務部長兼務）	疋田洋一	学校教育部長	植山智恵
教育企画総務課長	山邊真由美	教職員課長	斎藤靖
5 議題及び結果			
第8号議案	岡山市教育委員会事務局職員の人事について		原案可決
第9号議案	岡山市立学校教職員の人事について		原案可決